

安全保障に関わる答弁の抜粋

●「他に防衛の手段」について

第24回国会 衆議院 内閣委員会 第15号 昭和31年2月29日

○船田国務大臣

昨年私が答弁したのは、普通の場合、つまり他に防御の手段があるにもかかわらず、侵略国の領域内の基地をたたくことが防御上便宜であるというだけの場合を予想し、そういう場合に安易にその基地を攻撃するのは、自衛の範囲には入らないだろうという趣旨で申した。

○船田国務大臣 他に防衛の手段がある場合に敵基地をたたくということはないと存じます。

○船田国務大臣 日本とアメリカとの間におきましては、国土の防衛につきまして安保条約のあることは御承知の通りであります。ただいま御質問のような場合は、おそらく行政協定第二十四条の発動によりまして、共同作戦をしなければならぬというような場合になるかと存じます。従いまして、そういう場合において大作戦をするということは、わが国の自衛隊の力ではできませんし、また自衛の範囲内という問題から、これは問題が起ると思います。さような場合においては、おそらく米国の空下の活動あるいは艦船の活動ということがあると思いますので、大体においてさような場合においては、いわゆる他に方法があるということになるかと存じます。

●「壊滅的破壊」について

第201回国会 参議院 外交防衛委員会 閉会后第1号 令和2年7月9日

○政府参考人（榎道明宏君）

個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のために用いられるいわゆる攻撃的兵器、これを保有することは、これにより直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることになるため、いかなる場合にも許されないというふうに考えてきております。その例として、例えばICBM、長距離戦略爆撃機、攻撃的空母、こういうものを挙げておりますけれども、いずれにしても、性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のために用いられる、こうしたものは個々の兵器であったとしても持ち得ないということでございますし、それ以外のものを含めてということになりますと、全体の実力について判断すると、こういうことであろうというふうに思います。

●「武力攻撃の着手」について

第 201 回国会 衆議院 安全保障委員会 第 7 号 令和 2 年 7 月 8 日

○河野国務大臣

政府は従来から、我が国に対する武力攻撃が発生した場合とは、他国が我が国に対して武力攻撃に着手したときであると解してきております。どの時点で武力攻撃の着手があったと見るべきかについては、

その時点の国際情勢、
相手側の明示された意図、
攻撃の手段、
態様などによる
ものであり、個別具体的な状況に即して判断すべきものでございます。

●敵基地攻撃の「一連のオペレーション」について

第 201 回国会 参議院 外交防衛委員会 閉会后第 1 号 令和 2 年 7 月 9 日

○国務大臣（河野太郎君）

敵基地攻撃のためには、他国の領域において、

移動式ミサイル発射機の位置をリアルタイムに把握するとともに、地下に隠蔽されたミサイル基地の正確な位置を把握し、

まず防空用のレーダーや対空ミサイルを攻撃して無力化し、相手国の領空における制空権を一時的に確保した上で、

移動式ミサイル発射機や堅固な地下施設となっているミサイル基地を破壊してミサイル発射能力を無力化し、

攻撃の効果を把握した上で更なる攻撃を行う

といった一連のオペレーションを行うことが必要であると考えております。

「打撃力」に係る日米の役割分担

2015

■ 日米ガイドライン(平成27年4月27日)

米軍は、自衛隊を支援し及び補完するため、打撃力の使用を伴う作戦を実施することができる。米軍がそのような作戦を実施する場合、自衛隊は、必要に応じ、支援を行うことができる。これらの作戦は、適切な場合に、緊密な二国間調整に基づいて実施される。

■ 日米ガイドラインと「敵基地攻撃」

○ 安倍内閣総理大臣答弁 (衆・平和安全特委：平成27年5月28日)

我が国は、弾道ミサイルの脅威に対しては、我が国自身の弾道ミサイル防衛システムを整備するとともに、日米安保体制による抑止力、対処力の向上に努めることにより適切に対応しております。(略)新ガイドラインにおいては、自衛隊及び米軍は、日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同対処することを明記するとともに、引き続き米軍は、自衛隊を支援し及び補完するため、打撃力の行使を伴う作戦、つまり敵基地攻撃を実施することを、これは米軍が実施することを確認しています。

■ 日米の適切な役割分担の議論

○ 安倍内閣総理大臣答弁 (衆・本会議：令和元年5月16日)

新たな防衛大綱、中期防のもとでも、いわゆる敵基地攻撃を目的とした装備体系を整備することは考えていません。いわゆる敵基地攻撃については、日米の役割分担の中で米国の打撃力に依存しており、今後とも、我が国の政策判断として、こうした日米間の基本的な役割分担を変更することはありません。

関連する国会答弁

■ いわゆる「敵基地攻撃」の法理

○鳩山総理答弁船田防衛庁長官代読（衆・内閣委員会：昭和31年2月29日）

わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾などによる攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思います。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば、誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾などの基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。

■ 武力行使との関係

○横畠法制局長官答弁（参・予算委：平成27年8月26日）

従来から、政府は、いわゆる海外派兵、すなわち、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することは、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって憲法上許されないと述べてきております。

これは、我が国に対する武力攻撃が発生し、これを排除するために武力の行使をするほか適当な手段がない場合においても、対処の手段、態様、程度の問題として、一般に他国の領域において武力の行使に及ぶことは自衛のための必要最小限度を超えるという基本的な考え方を示したものであります。その上で、政府は、いわゆる誘導弾等の基地をたたく以外に攻撃を防ぐ方法がないといった場合もあり得ることから、仮に他国の領域における武力行動で自衛権発動の三要件に該当するものがあるとするれば、憲法上の理論としてはそのような行動を取ることが許されないわけではな
いとしてきております。

岸田総理 施政方針演説（令和4年1月17日）（抜粋）

北朝鮮が繰り返し弾道ミサイルの発射は断じて許されず、ミサイル技術の著しい向上を見逃ごすことはできません。

こうしたミサイルの問題や、一方的な現状変更の試みの深刻化、軍事バランスの急速な変化、宇宙、サイバーといった新しい領域や経済安全保障上の課題、これらの現実から目を背けることなく、政府一丸となって、我が国の領土、領海、領空、そして、国民の生命と財産を守り抜いていきます。

このため、概ね一年をかけて、新たな国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画を策定します。

これらのプロセスを通じ、いわゆる「敵基地攻撃能力」を含め、あらゆる選択肢を排除せず現実的に検討します。先月成立した補正予算と来年度予算を含め、スピード感を持って防衛力を抜本的に強化します。

存立危機事態

(出典)防衛省作成資料

自衛の措置としての武力の行使の新三要件

- ① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること (追加等不能、存立危機事態)
- ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

※ 米から 侵略
「対応可能な場合」は必要